

## 事業継続力強化支援事業の目標

**目的**

商工会議所は地域を代表する地域総合経済団体として、中小企業・小規模事業者の経済活動を支える使命・役割がある。

近年の自然災害はそれらの事業活動に支障をきたす事態が生じている。

これらを踏まえ、災害への事前の備え、事後の早期復旧を支援するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（中小企業強靱化法）」が令和元年7月16日に施行されたことを受けて商工会又は商工会議所が市町村と共同で小規模事業者の事業継続力強化のための取組に対する支援を行う事となった。

これに沿って、防府商工会議所と防府市が共同して本計画を作成するものである。

**I 現状****(1) 地域の災害リスク（参考資料 防府市地域防災計画（共通編））**

平成3年9月の台風19号、平成11年9月の台風18号、平成17年9月の台風14号等が襲来し、暴風・大雨・高潮等により、家屋の倒壊や床上浸水等の被害が生じている。

平成21年7月には時間雨量72.5mmという非常に激しい雨を記録し、真尾地区の特別養護老人ホームに流れ込んだ土石流は12名が犠牲となるなど、豪雨により19名（災害関連死5名を含む）が犠牲となり大きな土砂災害となった。

近い将来発生が予測されている南海トラフ巨大地震等への対策も推進されている。

災害リスクは当市が作成したハザードマップにより、下記のとおり想定される。

**(佐波川洪水)（参考資料 防府市地域防災計画（個別災害編）、防府市防災マップ佐波川洪水編）**

佐波川(延長27,870m)は、水防法第10条の洪水予報河川に指定されており、過去には洪水による被害も発生している。

平成27年に水防法が改正され、平成28年に想定しうる最大規模の降雨“2日間総雨量508mm(それまで365mm)”により、洪水浸水想定区域等が想定されている。

**(土砂災害)（参考資料 防府市地域防災計画（個別災害編））**

本市においては、総面積の約5割が森林を占め、たびたび風水害による被害が発生している。

また、急峻な地形が多くみられ、地質的にも風化した花崗岩に広く覆われているため、土石流の発生、地滑り及び急傾斜地崩壊の危険性が高い。

**(高潮浸水)（参考資料 防府市ハザードマップ高潮編）**

高潮とは、台風や発達した低気圧の接近で海面が異常に上昇する現象であり、沿岸部だけでなく海岸から数キロ内陸にまで及ぶ浸水も想定されている。

**(地震)（参考資料 防府市地域防災計画（個別災害編））**

最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70%～80%の確率でM8～M9クラスの地震が発生するとされている「南海トラフ巨大地震」、同じく40%の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」等について被害が想定されている。

本市において最も震度が高いと予測されるのは、周防灘断層帯主部の地震及び佐波川断層地震であり、震度6強が予測されている。

**(津波)（参考資料 防府市地域防災計画（個別災害編））**

本市の沿岸（富海漁協）では南海トラフ巨大地震では最大3.1メートル、周防灘断層帯主部の地震では最大2.9メートルの津波が来襲するものと予想されている。

**(感染症)**

厚生労働省の新型インフルエンザ対策行動計画によると新型インフルエンザは、10年～40

年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。  
 新型コロナウイルス感染症は、令和2年4月に市内で初めて感染者が確認され、市民の生命及び健康、経済社会活動に重大な影響が懸念されている。

**(2) 商工業者の状況 (平成26年経済センサス基礎調査)**

・防府市管内商工業者数

商工業者数	小規模事業者数
4,461	3,208

業種	商工業者数	小規模事業者数	立地状況
卸売業・小売業	1,269	834	中心市街地を中心に広域に分散
宿泊業・飲食サービス業	547	364	宿泊業は駅周辺に多い
建設業	457	427	市内広域に分散
製造業	272	188	多くの工場や会社が沿岸部に立地
生活関連サービス業・娯楽業	455	388	市内広域に分散
その他	1,461	1,007	市内広域に分散
合計	4,461	3,208	

**(3) これまでの取組**

**1) 当市の取組**

- ・防府市地域防災計画、防府市国民保護計画、防府市津波避難計画に基づき防災対策を推進
- ・防府市防災マップ（ハザードマップ）や防災リーフレットの作成及び配布
- ・防府市メールサービスによる防災情報の配信
- ・防災行政無線及びテレホンサービスによる情報の提供
- ・防府市緊急告知防災ラジオの配布
- ・大地震を想定した防災訓練  
 防災機能を備えたメバル公園の活用方法も公開
- ・河川等防災監視カメラシステムの公開 (<https://hofu-kasen.info/>)
- ・防府市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

**2) 当会議所の取組**

**〈小規模事業者への取組〉**

- ・被害状況の把握及び行政への報告後、支援対応  
 山口県や防府市から依頼があった場合に、下記の方法にて情報収集し報告  
 被害のあった地域の事業所へ電話にて確認した情報

- 事業者から窓口・巡回相談時に報告された情報
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知及び計画策定支援
  - ・小規模事業者への資金繰りや販路拡大等の相談対応

#### 〈当会議所職員への取組〉

- ・職員緊急連絡簿の整備及び配布
- ・事業継続力強化支援の知識習得
- ・消火器の設置

### 3) 当会議所と当市の協力した取り組み

- ・令和2年4月13日ルルス2階に「新型コロナウイルス感染拡大に伴う中小・小規模事業者等総合相談窓口」を新設し、事業や雇用を守るための相談対応・行政の支援策の活用・販路拡大支援を行っている。当会議所職員と当市職員が常駐し、日を決めて中小企業診断士や社会保険労務士等の専門相談員も対応している。

## II 課題

事業継続力強化支援事業は、商工会議所が行う経営改善普及事業の一環として、小規模事業者の経営基盤強化のために新たに位置づけられたものである。

商工会議所として、小規模事業者が事業を継続・持続していくうえで、切れ目のない伴走型支援をおこなう中のひとつの課題として、小規模事業者の経営資源の管理やリスクマネジメントの普及・啓発に取り組んでいかなければならない。

### (1) 小規模事業者への支援に対する課題

- ・小規模事業者のBCP対策は、小規模事業者の経営課題として優先順位が高くない。経営課題の優先順位は、「人材確保」「売上の低迷、不振」「仕入価格、人件費増、コスト増」である。業種によれば入札においてBCP対策が加点となることもあるなど、小規模事業者の経営基盤を強化させるためにも、BCP対策による強みをつくることが不可欠である。まずは啓発に取り組んでいかなければならない。管内商工業者に占める小規模事業者の割合は高く、周知・普及も課題である。
- ・事業継続力強化計画申請支援実績が少ない。山口県の事業継続力強化計画認定企業数は全国の約2%程度であるが、当会議所における申請支援実績も、少ないのが現状である。
- ・感染症対策への対応が不十分  
小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えての事前対策が不足している。

### (2) 当会議所としての課題

- ・被害情報を収集する体制が整備されていない。  
現在、特段定まった情報収集の体制がない状況である。
- ・事務所にし出所できないなど緊急時の業務実施体制が不十分である。
- ・平時・緊急時の対応を実働するノウハウをもった職員がいない。  
現在、災害時対応マニュアルを作成しているが、職員への共有や実働訓練はされていない。専門家のアドバイスを受けて事前準備を早急に進めたい。
- ・感染症対応が不十分  
新型コロナウイルス感染者が出た場合の対応マニュアルは作成されているが、不十分なため順次更新する。

### Ⅲ 目標（当会議所としての行動指針）

#### （１）小規模事業者の経営基盤を強化させるためのBCP対策の普及・啓発の強化

管内小規模事業者に対し、災害がもたらす経営リスクや感染症等リスクを認識させ、事前に実行性のあるBCP対策の必要性を周知する。

- ・窓口・巡回相談時における周知（窓口・巡回件数 1,000 件／年）
- ・当会議所月報の会議所だよりにBCP対策掲載（2 回程度／年）及びHP等を活用した周知
- ・セミナー等におけるBCP対策の周知（セミナー開催 1 回／年）
- ・事業者用 事業継続計画（BCP）策定支援 20 件/年
- ・事業継続力強化計画申請支援 2 件/年

#### （２）被害規模を把握できる連絡体制の構築

- ・当会議所と地域の小規模事業者との情報収集体制の整備、構築
- ・当市と山口県への被害情報の報告内容・報告頻度等の整備

#### （３）当所のBCP支援体制の構築及び災害時対応マニュアルの円滑な運用

- ・被災調査や経営支援をおこなう人員の経営支援スキルの平準化
- ・平時・緊急時の対応を実働するノウハウをもった人員の確保

#### （４）関係金融機関や専門家との連携体制の構築

- ・金融機関、専門家等との速やかな連携体制を平時より構築する。

#### （５）定期的な見直し

- ・当会議所と当市は、定期的（年 1 回程度）に協議を行い、変更事項があれば山口県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和4年4月1日～令和9年3月31日)

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会議所と当市は、下記の通り役割分担及び連携し、平時から小規模事業者が防災・減災に向けた取組を推進するため、発災した場合に円滑な小規模事業者への支援ができるように以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクや感染症リスクの周知

〈当会議所が行う対策〉

- ① 窓口巡回相談時における周知 (窓口・巡回件数 1,000 件/年)
  - ・ 防府市が作成した「ハザードマップ」「防府市防災リーフレット」等の活用を促し、地域の被害想定箇所の事前把握を推進する。
  - ・ 防府市が取り組む「防府市地域防災計画」を理解し活用促進を図る。
  - ・ 中小企業庁が作成するパンフレットを活用し、普及・啓発を図る。
- ② 当会議所月報の会議所だより (1 回発行/月) に掲載及びHP等を活用した周知
  - ・ 月報に国の施策や小規模事業者が取り組むBCP対策などを紹介する。
  - ・ 管内小規模事業者向けにHP等を活用し、周知する。
- ③ セミナー等におけるBCP対策の周知 (セミナー開催 1 回/年)
  - ・ 小規模事業者向けの災害時事業継続の取組に関するセミナーを開催し、国・県・市の施策について周知を行う。
- ④ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、事務所内換気設備の設置等、今後の感染対策に繋がる支援を実施する。

##### 2) 当会議所の事業継続計画の作成及び職員への周知・徹底

- ・ 「防府商工会議所令和4年度事業継続計画」を令和3年度中に作成、順次改訂する。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症 予防マニュアル」「新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した際の対応及び事業継続に関するマニュアル」を令和3年度中に作成、順次改訂する。
- ・ 全職員に事業継続計画を周知し、災害時の対応を共通認識させる。

##### 3) 関係団体等との連携

- ・ 管内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナー等を連携して開催する。
- ・ 小規模事業者への経営計画策定時に連携している金融機関や専門家等とともに経営資源の管理、リスクマネジメントについて検討する。
- ・ 災害時の資金需要の事前見積について、金融機関と事前協議を行う。

##### 4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者のBCP等取組状況を確認する。  
窓口・巡回相談時に、BCP等取組状況(財務書類の保管状況など)を確認する。BCP等取組の見直しを図り、必要に応じ「事業継続力強化計画」認定取得の推進や認定後のフォローアップに取り組む。
- ・ 小規模事業者のBCP対策に必要な情報提供  
当会議所の「事業所用事業継続計画」を作成指導して意識付けする。  
被災時に、再建のために必要となる資金調達において、円滑な手続きをするために経営資源

(土地・建物、機械設備、商品・原材料・仕掛品等)の管理などを徹底するように指導する。

### 5) 当該計画に係る訓練の実施等

- ・自然災害が発生したと仮定し、当会議所と各市との連絡ルート及び被害情報収集の流れの確認をおこなう。(年1回程度)
- ・情報収集による当該計画の見直しを必要に応じて行う。

## <2. 発災後の対策>

地震、大型台風、集中豪雨など大規模災害の発生後には、人命安全確保を最優先とし、下記の手順により地区内の被害状況を把握し関係機関と情報共有し対応する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認 当日の対応

- ・職員(囑託、臨時職員、派遣社員を含む)や家族等の安否確認  
災害発生後、災害対策本部が設置されるまでの間、安否確認実施責任者(事務局長)が安否確認をし、確認結果の取りまとめを行う。

【安否確認方法】事務所内・・・口頭伝達

事務所外・・・電話、メール、SNSライン等により連絡する。

- ・勤務可能な人員の把握  
安否確認実施責任者は、発災後、災害対策本部が設置されるまでの間、安否確認結果により勤務可能な人員の把握をおこなう。
- ・災害対策本部の設置  
当会議所は、事象に関わらず、ある事象が発生し、人命に関わるもしくは恐れがある、または被害が拡大していく緊急状況と判断した場合は災害対策本部を設置する。  
地震の場合は、本地区に震度5以上の地震が発生した場合に設置。集中豪雨・台風等の特別警報等が発令された場合は、災害対策本部長は状況を見ながら、その都度判断するものとする。地域総合経済団体として、適切な情報発信・情報提供ができるよう、早急に災害対策本部を設置するとともに、対策本部等の拠点を確保する。
- ・災害対策本部による災害関連業務の設置判断・指示をする。
- ・対応する災害レベルにより、今後の対応を協議する。

### 2) 応急対策時の方針決定

- ・安否確認や大まかな被害状況の把握・共有をした時点において、その被害状況に応じて当会議所と各市で協議し応急対策の方針を決定する。
- ・職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状態の場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保をし、警戒解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災した場合の役割分担を決める。
- ・被害規模の目安と想定する応急対策の内容は以下の通り

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<p>○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</p> <p>○地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</p>	<p>1) 緊急相談窓口の設置・相談業務</p> <p>2) 被害調査・経営課題の把握</p>

	○被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。	3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない	特に行わない

- ・事業者の安否確認、被害の状況を電話もしくは訪問により確認し、情報を当市へ下記のとおり報告し、情報共有する。  
また、当会議所は、山口県から指定された様式にて、災害に伴う被害状況を山口県経営金融課へファックスもしくはメールにて報告する。

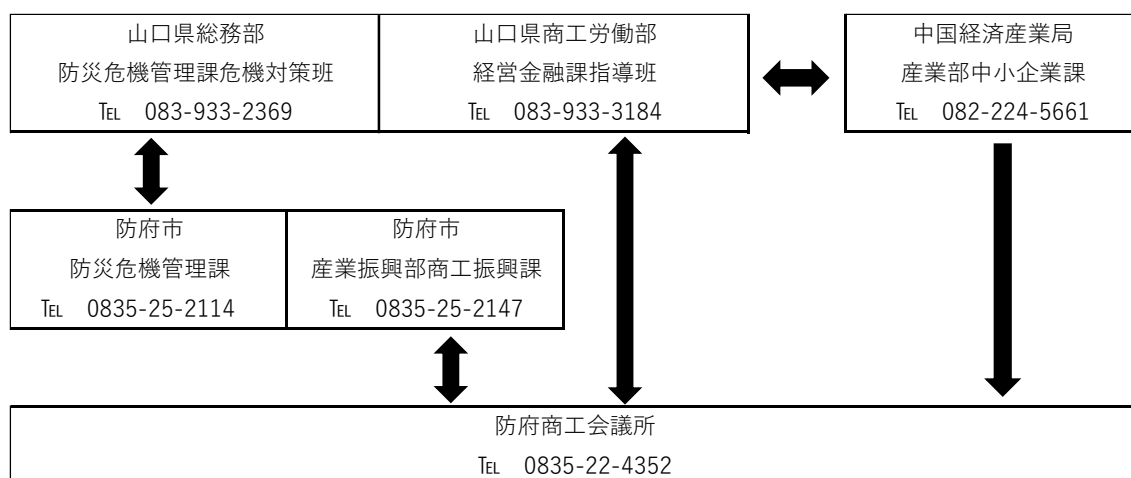
発災後～2週間	1日に2回程度共有する（午前・午後）
2週間～4週間	1日に1回程度共有する
4週間以降	2日に1回程度共有する

- ・「新型コロナウイルス感染症 予防マニュアル」と「新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した際の対応及び事業継続に関するマニュアル」を踏まえ、必要情報の把握と発信を行うと同時に交代勤務等を導入する対策を実施する。

### <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・発災時に管内の小規模事業者の被害情報の迅速な把握・報告及び指示命令系統・連絡体制を構築する。

#### 【発災時における連絡体制（被害情報の報告ルート）】



- ① 当会議所は、管内小規模事業者等の被害状況を情報収集する。
- ② 当会議所と当市の小規模事業者等の被害状況の情報提供により定期的に情報共有する。
- ③ 山口県から小規模事業者等の被害状況の情報提供を当会議所へ依頼する。
- ④ 当会議所は、山口県経営金融課へ被害情報を報告する。
- ⑤ 山口県経営金融課より経済産業局へ被害情報を報告する。
- ⑥ 当所職員だけでは対応が難しい場合、山口県商工会議所連合会へ報告、相談する。

#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について当市と相談する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）を小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象として支援策や相談窓口の設置等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

管内の商工業者のうち、約7割が小規模事業者である。小規模事業者の災害による損失は、地域経済への大きな影響となる。小規模事業者への復興支援を下記のとおり実施する。

- ・復旧・復興支援体制の構築  
当会議所と当市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。  
また、被害規模が大きく、当所職員だけでは対応が困難な場合は、山口県商工会議所連合会へ相談、報告し、近隣商工会議所への応援要請を依頼する。更に、人員不足の場合は、日本商工会議所等へ報告、相談する。
- ・相談窓口（特別相談窓口）の設置  
窓口・巡回相談による再建に向けた課題解決の支援をおこなう。
- ・相談体制の拡充（常時）  
当会議所経営指導員、中小企業診断士、社会保険労務士等専門家によるワンストップ相談対応  
資金繰りの円滑化や事業復旧に向けた金融機関等との連携による国等支援策の活用支援  
再建に向けた小規模事業者持続化補助金等の申請支援  
再建に向けた被災中小企業復興支援等の申請支援
- ・小規模事業者の復旧に向けたニーズを行政へ要望する。  
事業所を訪問し、実施した事業継続等アンケートの調査結果を行政や関係団体への諸要望や個社支援に有効活用する。

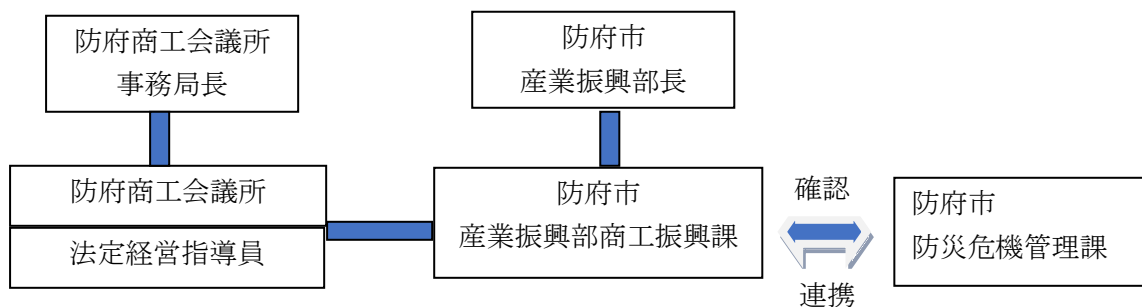


(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名  
経営指導員 山本進
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)
  - ・本計画の企画及び実行 (随時)
  - ・本計画遂行に係るサポートやアドバイス (随時)
  - ・本計画の進捗状況の管理 (4半期に1回)
  - ・本計画の見直しの提示 (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- ① 商工会／商工会議所  
防府商工会議所 中小企業相談所  
〒747-0037 山口県防府市八王子2-8-9  
TEL : 0835-22-4352 / FAX : 0835-22-4763  
E-mail : hofu@h-c.or.jp

- ② 関係市町  
防府市役所 産業振興部 商工振興課  
〒747-8501 山口県防府市寿町7番1号  
TEL : 0835-25-2147 / FAX : 0835-25-2364  
E-mail : [shoukou@city.hofu.yamaguchi.jp](mailto:shoukou@city.hofu.yamaguchi.jp)

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
専門家派遣費					
セミナー開催費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
防府市補助金 他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。